

今日の深刻な経済と雇用を打開し、地域経済の活性化をめざすための私たちの提案

この提案は、深刻な経済と雇用を打開し、地域経済の活性化のために何が必要なのかについて、私たちの意見をまとめたものです。

私たちが直面している課題は、大変多様で、産業や業種、地域によっても課題が異なりますが、全体としての打開の方向を示しました。特に、身近な行政が経済・雇用対策で果たしていくべき課題を提示しました。

みなさんが置かれている問題や課題などについてもお聞かせいただくとともに、ご意見をお寄せいただくことをお願いするものです。

京都総評

(京都地方労働組合総評議会)

2010年2月

国内消費購買力の低迷を打開することが大切 となっているのではないのでしょうか

二番底も警戒されはじめる

経済危機が引き続き深刻となっています。とりわけ賃金の引き下げと雇用情勢の悪化が消費の冷え込みを一層強くしています。さらに、大企業を中心とした低価格競争の激化もあいまってデフレが進み悪循環を起しはじめています。政府の財政出動を中心とした経済対策は一部に効果があるものの、全体としては不十分で、とりわけ地方での経済の落ち込みは深刻さを増しています。大企業では、正社員の希望退職と海外展開の促進をしはじめるなどしています。こうした中で、中小零細企業は厳しい状況が続き、二番底も警戒されはじめています。

国内消費購買力の低迷打開が必要

これらは、国内での消費購買力の低迷、労働者の賃金収入の減少、低収入労働者の増大が大きな要因であることは明らかです。国税庁調査では、民間労働者の給与の総額は、ピークだった1998年から2008年までに2兆1千500億円減少しました（雇用者数は98年4544万人、08年は4587万人）内閣府が発表している雇用者報酬では、1998年275兆円から2008年263兆円いずれも名目、暦年へと減少しています。日本経済の持続的な維持のためには、労働者の賃金引上げ、賃金の底上げによる国内消費購買力の低迷打開が不可欠となっています。

大企業の利益の社会的還元を

この10年あまりの間、大企業に有利な「構造改革」のもと、労働者の非正規化が進められ、「派遣切り」などの社会問題も発生しました。この間に基本金10億円以上の大企業（金融関係除く約5000社）では、同時期（98年から08年）に経常利益は13兆円から19兆円へ、配当金は3兆円から9兆円へ、内部留保（資本剰余金、利益剰余金、引当金＜流動負債と固定負債＞の合計）は143兆円から241兆円へとそれぞれ増加させました。2008年度は、経済危機の影響で、07年より、経常利益（前年比マイナス13兆円）と配当金（前年比マイナス1兆円）を減らしましたが、内部留保は21兆円増加させました。従業員の給与は、07年の593万円から08年565万円に減らしています。

これらからみると、大企業では、経済危機のもとで08年は前年比より売上や利益を落としたとはいえ、着実に利益を出し株主に還元させるとともに内部留保を増加させました。しかも、その増加規模は、10年前に比べて格段に大きいものでした。

日本での経済の持続的な維持のためには、多国籍企業を中心とした日本の大企業

減少し続ける労働者の年収

	平均年収 万円	給与総額 兆円	名目雇用者報酬
1997年	467.3	220.617	278.9
1998年	464.8	222.838	275.2
2002年	447.8	207.913	262.5
2005年	436.8	201.580	258.5
2008年	429.6	201.317	263.9

資料は国税庁。民間労働者の平均年収と給与総額。雇用者報酬は内閣府「国民経済計算」より。

経常利益と配当金は大幅に増加したが給与総額は減少

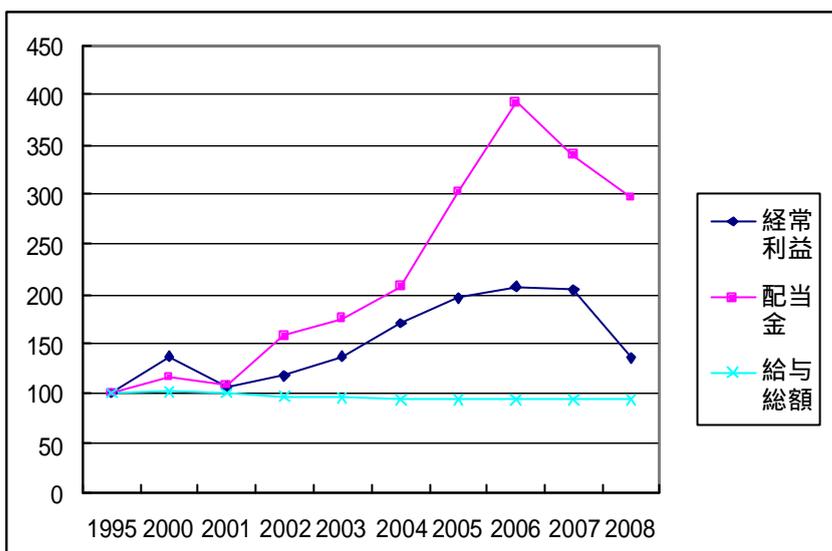
の利益を社会的に還元させていく必要があります。

雇用者の3分の1となったワーキングプア対策を

さらに、非正規労働者をはじめとした低賃金の改善など、貧困と格差をどのように是正し、低賃金をなくしていくのか、社会的に重要な課題となっています。貧困と格差の是正が、労働者の生活からも、日本の経済からも不可欠となっているのです。雇用者の3分の1がワーキングプアであるという社会では、持続可能社会となりません。

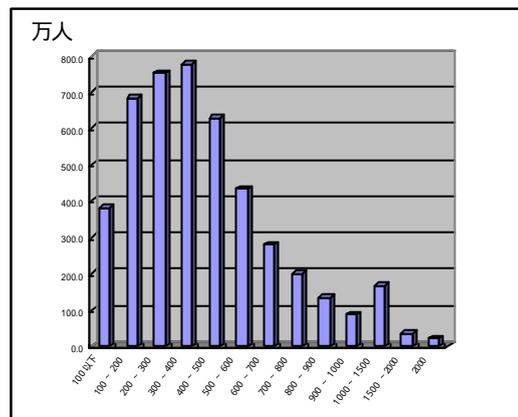
年収200万円以下の民間労働者は2008年で1067.5万人にのぼり、90年代末から比べると約260万人強増加し、雇用者の中に占める割合も、17.8%から23.2%に増大しました。300万円以下の収入の場合は、39.7%を占めるなど、低賃金で働く労働者が増大してきました。非正規労働者は雇用者の34%を超え、典型的な低賃金労働となっています。

この点では最低賃金の大幅な引き上げが重要な課題となっています。最低賃金は、最低賃金法が2007年末に改正された後、生活保護との整合性をはかる方向となりましたが、中央最低賃金審議会では、生活保護が過小に算定され、大幅引き上げがなされず、むしろ地域ごとの格差が拡大しました。しかし、昨年の総選挙で最低賃金を1000円にするとの公約をかけた新しい政権が誕生したことから、この実行が求められています。



経常利益と配当金は法人企業統計。給与総額は毎月勤労統計より。

200万円以下の収入の民間労働者が1067万人、23.2%に！
(2008年賃金階級分布、国税庁)



深刻な京都の経済

京都の経済は深刻です。京都市という大都市を抱えていますが第1次産業から第3次産業までの総生産と法人所得金額は低く、大都市部を抱える他県よりも低くなっています。京都府内で見ると一人当たりの分配所得(平成18年度)は京都市域や乙訓地域は約300万円強ですが、丹後地域(約195万円)、中部地域(約232万円)と府内での格差が大きいとともに、総生産では対前年比で丹後(-1.8)、中丹(-6.0)、乙訓(-2.5)、分配所得では丹後(-0.8)、京都市域(-0.4)などで、事業所の減少は、この10年余りで5分の1になるなどし、経済指標の後退がでており、その後の経済危機を念頭に置くと一層厳しい事態となっています。そのため、経済対策をいかに強めるのかが大きな課題となっています。

今日の経済・雇用情勢の下で何が求められているのでしょうか

経済と雇用の状況は深刻な事態が続いています。それだけに経済・雇用対策、労働者の生活支援策の強化が必要となっています。

地域経済活性化へ内需拡大が必要

地域経済は困難が続いており内需拡大のための経済対策、雇用対策をあらゆる面で具体的に強化していくことが必要です。特に中小企業支援の抜本的な強化、経済効果の高い施策の実施、雇用者報酬を上げていくための施策を強めることが求められています。そしてワーキングプアをなくしていくため、最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

雇用問題での対策の強化

雇用情勢の悪化が続いており、対策の強化が求められています。現に生まれている失業者の生活と雇用への対策などについても、これまでの延長線上の対策から、公的雇用を含めた新たな雇用創出、職業訓練と生活支援の強化などが必要となっています。

大企業に地域経済や雇用への社会的責任を求める

大企業が新たなリストラを進めようとしており、働く人々の雇用とくらし、地域経済を守るため大企業の社会的責任を求めていくことが必要となっています。

京都府・自治体の果たす役割が重要に

政府による対応と同時に、府・自治体による財政出動や個別の対策の役割は大きく、施策の重点の抜本的転換・充実が必要です。

以下は京都府・自治体での対策を中心とした対応を念頭に置いています。

地域経済の活性化へ中小企業支援と雇用対策の抜本的強化と、公契約条例を求めています

- (1) 府・自治体が中小企業振興条例を制定し、中小企業への支援を抜本的に強化すること。地域経済を活性化するため、経済波及効果の高い施策を実施すること。
- (2) 雇用問題の改善のため、公的雇用創設と現在の施策を抜本的に強めること。
- (3) 府・自治体が公契約条例を制定し、官製ワーキングプアをなくすとともに、公共事業などでの賃金の大幅な低下をくい止め労働と仕事の質を確保、高めることに寄与するようにすること。

京都府・自治体が中小企業振興条例を制定し、中小企業への支援を抜本的に強化すること。地域経済を活性化するため、経済波及効果の高い施策を実施すること

(1) 中小企業振興を軸にした施策の強化を

府・自治体が中小企業振興条例を制定し、中小企業や地場・伝統産業への経済対策、支援施策の抜本的な強化をはかる。また、この中で、大企業が雇用責任を果たすことや、下請け単価の強引な切り下げおこなわないことなど、雇用と地域経済に対する大企業の社会的責任を求めていく。

中小企業、地場・伝統産業への支援を強め、地域経済の活性化をはかるベースをつくるため、次の施策を行っていくこと。

ア、中小企業、地場・伝統産業のネットワークづくりを強め、工業団地の育成、人づくりの育成（職業訓練、本格的なスキルアップのための制度づくり）、「ものづくり」の技と人を途絶えさせないための支援をおこなう。

イ、中小企業、地場・伝統産業への金融支援を引き続き強める。

中小企業、地場・伝統産業を支援する金融機関の育成をはかる。貸し渋り、貸しはがしをしない指導を強める。また、融資に自治体が直接関与するしくみ、固定費の支援などをおこなう。

(2) 中小企業・地域経済の活性化のため、経済波及効果の高い事業の実施

府・自治体の予算出動による経済浮揚策が必要であり、とりわけ経済波及効果の高い住宅改修助成の創設、耐震改修助成制度の充実、府民参加で、防災や生活道路の維持管理などの生活関連の公共事業を充実することが必要です。

(3) 中小企業支援センターの設置

中小企業の支援のためには、地域ごとの経済実態把握のための調査、そのシステムと分析・統計・研究・指導、ものづくりの力の開発・ネットワーク化の研究などの機能を持ったセンターが必要です。そのため、人的配置を含めて府の機構をたて直し、中小企業支援を本格的に進めることが必要です。

(4) 中山間地域対策、農林水産業支援の強化

京都府は山間部が多く、農林水産業の振興が必要です。また、この間、医療過疎問題、バス路線の廃止による住民の足問題など、地域での高齢化、後継者不足問題と合わせて進行しています。そのため、農林漁業の振興を基本にしながら総合的に対策をすることが地域経済の活性化をはかる上で大切となっています。

中小企業憲章とは

憲章制定によって、地域の経済を支えるのは中小企業であり、中小企業振興を産業政策の中心に据え直します。このことによって地域の活力を再構築していきます。また、大企業に対しては、地域経済と雇用に社会的責任を求めます。

与謝野町の住宅改修助成

住宅改修助成は、一般住宅の改修に行政が補助をする制度で、与謝野町では制度創設によって地元業者の仕事がフル回転状態で、大きな経済効果を生んでいます。予算も増額し、住民と業者から喜ばれています。一般住宅への投資は落ち込みの激しい部門ですが、耐震改修、エコ改修など徐々に補助制度が広がりつつあります。

雇用問題の改善のため公的雇用創設と現在の施策を抜本的に強めること

この1年余りに、離職で住居を喪失した者への生活保護適用改善や、雇用保険の未適用者などへの支援施策が具体化されました。しかし、一方で職業訓練校について、国の関連組織の撤退表明など、雇用問題を解決する上で課題は大きなものがあります。中小企業支援を中心とした経済対策を抜本的に強める中で、雇用対策についても強化することが必要です。

- (1) 大企業の社会的責任、雇用と地域経済に責任を持つことを求めること。
- (2) 職業訓練と生活支援を一体とした施策を本格的に進めること。京都府独自にも職業訓練機能を充実させること。
- (3) 国と自治体が公的雇用を創設するとともに、ディーセントワーク(I L O がすすめる「人間らしい労働」)にふさわしいものとする。
- (4) この間に自治体で廃止・縮小されたいのちとくらしを守る機構の復活と、正規職員の配置、介護・福祉施策での配置、30人学級の実現、統廃合ではなく地域の拠点となる学校を維持するためのモノ・人の支援を進めること。
- (5) 第一次産業への支援を強めるとともに、これらに関連した二次製品の開拓と雇用創出、地域での経済循環が機能する対策を強めること。
- (6) 「労働の権利・働くルールについて、高校卒業までに学ぶしくみ」と「地元の中小企業の発展への人づくり」など、京都に学び育ち、京都で仕事に就く青年への支援策を強めていく。

大企業誘致の問題

行政が補助金やさまざまな優遇措置をおこない、大企業誘致が競って行われていますが、地元雇用が非正規中心、正規雇用も低い賃金とするなど地域経済への貢献度は低いものがあります。さらに、グローバル化の中、工場撤退も簡単に行われ、地域経済に重大な損害が各地で生まれています。京都では最近、トステム綾部工場が閉鎖を発表し、地域経済に大きな影響を与えることから地元経済界からも大企業誘致を問題にする声が上がっています。

公契約条例を制定し、官製ワーキングプアをなくすとともに、公共事業などでの賃金の大幅な低下をくい止め労働と仕事の質を確保、高めることに寄与するようにすること

どうして公契約条例が必要か

競争入札などによって雇用が奪われる労働者がでたり、賃金が極めて劣悪となる労働者が増えています。そのため、公共事業や委託契約などのもとで働く労働者の生活の悪化や官製ワーキングプアのために生活保護を申請するなどの事態も生まれています。さらに、仕事の質の低下、公共サービスの質の低下に結びついてきています。そのため、公契約条例をつくり、賃金や労働条件を底上げしていくことが求められています。

公契約条例が果たす役割

公契約条例は、いくつかの機能を果たしていきます。第一に、適正な賃金や労働条件を保障するために、発注者である自治体が「適正な金額の発注」をおこなうようにすることです。第二に、発注者が受託した企業に対して適正な賃金と労働条件を守らせることを行政側の責任とすることです。

そのために、今日では、公契約条例は次のようないくつかの役割を発揮していくこととなります。

- (1) 官製ワーキングプアとなるような低賃金をなくしていくこと。このことによって地域の貧困を改善すること。
- (2) 公共事業、委託契約などにおいて、社会的に適正な賃金を保障すること。
- (3) これらによって、仕事の質と労働者の技能の質を保障し熟練度をあげていくこと。
- (4) 以上を通じて公正競争ルールを確立し、下請企業や孫請企業の保護、地域の活性化などに貢献していくことが可能となる。

官製ワーキングプアとは

行政や直接雇う雇用でも非正規雇用が急増しています。低賃金のため、生活できず生活保護を申請し受理される労働者も出ています。

また、委託契約などでも、競争入札によって低価格で落札したため賃金を引き下げ、生活保護をも下回る労働者が生まれるなど、官製ワーキングプアが社会的に問題になっています。

公契約条例の具体的な目標

千葉県野田市が条例を全国ではじめて制定し、次のような基準を明示しました。公共事業に関しては、二省(国土交通省、農林水産省)の設計労務費単価の8割をこえること、その他の請負契約については、同市の技能職員及び労務職員の給与から算出し、時間額820円台が念頭におかれています。

京都総評は、前記に述べた条例の役割などから、以下の目標掲げています。

- (1) 官製ワーキングプアをなくすために、京都総評が2004年に試算した最低生計費(月額で税込み197,779円、時間額で1138円<173.8時間で割る>)を上回るようにする。
- (2) 公共事業に関しては、二省の設計労務費単価を守るようにする。この単価は現在平均で約16000円ですが、競争入札のもとで低下傾向にあります。少なくともこの労務費単価を最低限守るようことを求めます。
- (3) また、委託契約などでは同業種の社会的平均賃金を最低限上回るようにすることが必要です。ただし、その社会的平均賃金の水準が低すぎる場合には、最低生計費を上回るようにすることを求めます。

公共サービス基本法

2009年に制定されました。第11条で「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保等を求めています。2010年7月に施行されます。公契約条例は、その具体的な保障となるもので、競争入札や非正規化による弊害を是正することが期待されています。

私たちの提案についてのご意見をぜひお寄せください。

メール **sohyo@labor.or.jp**

この提案を深めるためのシンポジウムを開催します。どなたでもご参加できます。ぜひ、足をお運びください。

「京都府政と地域経済・雇用問題を問うシンポジウム」

と き 3月13日(土)午後1時30分～

ところ ラボール京都2階大ホール(京都市中京区、四条御前)

京都総評

京都総評は27の産業別労働組合と20の地域組織で構成され、約7万人組合員の労働団体で、ナショナルセンターである全労連に加盟しています。

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都5階

電話 075-801-2308 FAX 075-812-4149

URL <http://www.labor.or.jp/sohyo/>

メール sohyo@labor.or.jp